

衆議院総務委員会ニュース

平成23.11.24 第179回国会第5号

11月24日(木) 第5回の委員会が開かれました。

- 1 行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件
- ・川端総務大臣、後藤内閣府副大臣、黄川田総務副大臣、三谷財務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

吉川政重君(民主)

- ・財務省は国家公務員の人件費削減を地方公務員に波及させる方向で検討を開始したとの新聞報道がされていたが、実際に検討を行っているのか、財務大臣政務官に伺いたい。
- ・地方公務員法第57条に規定されている「単純な労務に雇用される者」について、その名称や実態を見直すべきだと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・東京高裁が公務災害の申請時に所属長の証明印がなければ申請できないことを違法とする判決を行ったとの報道があったが、所属長の証明印なしに申請はできるはずであり、事実関係について総務副大臣の見解を伺いたい。

石田真敏君(自民)

- ・国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(以下「給与臨時特例法案」という。)を実施して人事院勧告を実施しない場合の問題点は、俸給表が変わらず必要な見直しができないこと、平成18年に設けられた経過措置(給与構造改革に伴う給与引下げに際し現給保障を行ったもの)の廃止ができないこと、平成25年度末までの時限立法のため平成26年4月には現在の水準に戻ってしまうこと、違憲の疑いがあること、の4点に整理できると考えるが、この整理について人事院総裁及び総務大臣の見解を伺いたい。
- ・国家公務員の給与を平均で7.8%引き下げる理由、趣旨を大臣に伺いたい。
- ・一般職の国家公務員のうち組織率が23%に過ぎない公務員労働組合連絡会との合意のみをもって国家公務員給与引下げの進めを進めるのはおかしいと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

平井たくや君(自民)

- ・本年10月28日に総務副大臣が都道府県知事等に通知し

- た「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」において人事院勧告が地方公務員の給与決定にどのような意味を持つものとされているのか、大臣に伺いたい。
- ・提言型事業仕分けにおいて周波数オークションを早期に実施すべきとの提言がなされたが、これによらずに大臣が責任を持って700及び900MHz帯の割当を行うべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に投資家対国家の紛争解決(ISD)条項が盛り込まれた場合の通信及び放送分野に与える影響について、大臣の見解を伺いたい。

西博義君(公明)

- ・平成17年度の人事院勧告に伴う給与引下げに際して講じられた現給保障を行う経過措置の前提とされた民間事業所の調査においては、基本給の引き下げを伴う制度改革を行った事業所のうち現給保障等の経過措置を実施しなかった事業所が3割あったが、経過措置を実施しなかった理由を調べたのか、また、経過措置を実施した場合の具体的内容を調べたのか、人事院に伺いたい。
- ・現給保障を行う経過措置に期限を設けなかったことは適切であったのか、この措置を講ずるため平成18年度から21年度まで昇給を抑制してきたことが世代間の給与構造のひずみの是正を遅らせる結果となったのではないかとこの点と併せて、人事院総裁の見解を伺いたい。
- ・大臣は、昭和61年8月19日の衆議院内閣委員会における質問に際して、人事院の勧告制度は国家公務員の労働基本権制約の代償の措置であるとして早期完全実施を求めたが、この考え方を変えたのか、大臣に伺いたい。
- ・人事院勧告と給与の給与臨時特例法案の法的関係について、総務省の見解を伺いたい。

塩川鉄也君(共産)

- ・3年間にわたり給与引下げを行う給与臨時特例法案はこ

の間毎年の人事院勧告を実施しないことになり、このような複数年度にわたる人事院勧告の不実施は労働基本権の制約に対する代償措置を画餅に帰することになることから、昭和 57 年の人事院勧告見送りが争われた事件に係る最高裁判所判決（平成 12 年 3 月 17 日第 2 小法廷判決）に照らしても憲法違反になるのではないかと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

- ・ 給与臨時特例法案は、対抗手段、救済措置のないままで一方的な給与の切下げとなっているのではないかと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

重野 安正君（社民）

- ・ 人事院勧告が出される前に政府の意思が決定されているという扱いに対する人事院総裁の見解を伺いたい。

- ・ 国家公務員に対し、人事院総裁が懲戒処分並みだと評したとの報道もある平均約 7.8%、課長職などに 10% という給与減額措置を課すことについての大臣の所見を伺いたい。

柿澤 未途君（みんな）

- ・ 民主党のマニフェストに公務員人件費 2 割削減を掲げているにもかかわらず、給与臨時特例法案を恒久法としなかった理由を大臣に伺いたい。
- ・ 平成 20 年に成立した国家公務員制度改革基本法において 1 年以内を目途に内閣人事局を設置し人事院の機能を移管するための法制上の措置を講ずることとされているにもかかわらず内閣人事局は設置されていないが、どうするつもりなのか、内閣府副大臣に伺いたい。

2 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

- ・ 川端総務大臣から提案理由の説明を聴取しました。